

協力雇用主になりませんか？

協力雇用主とは

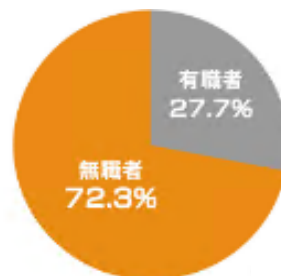
犯罪や非行をした人の自立及び社会復帰に協力する雇用主です。



再犯防止はどうして必要なの？

再犯をして刑務所に戻った人の多くが、仕事についていませんでした。

犯罪や非行をした人は、再び地域に帰ってきます。これらの人が再犯しないためには、仕事に就き、責任ある社会生活を送ることが重要です。



実際に雇うことには、やっぱり不安があるなあ…

そんな協力雇用主の方々の不安を軽くするために、国の支援制度があります！



刑務所出所者等就労奨励金制度等

就労・職場定着奨励金

刑務所出所者等を雇用した場合、最長6か月間、月額最大8万円をお支払いします。

※被雇用者が年少者の場合に加算があります。
※就労継続に必要な指導・助言の実施、保護観察所にその状況の報告等々の諸条件があります。
※詳しくは、保護観察所にお問い合わせください。

最大48万円

就労継続奨励金

刑務所出所者等を雇用してから6か月経過後、3か月ごとに2回、最大12万円をお支払いします。

※諸条件は左と同様です。

最大24万円

身元保証制度

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から最長1年間、刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金をお支払いします。

※労働保険に加入していることが条件です。

最大200万円

トライアル雇用制度

刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、最長3か月間、月額4万円をお支払いします。

※事前にトライアル雇用求人ハローワークに登録していただくとともに、雇用保険に加入していることが条件となります。

最大12万円

息の長い職場定着支援制度（国と愛知県が支援します）

職場定着支援とは

保護観察官でもない、保護司でもない、**就労支援員**が、協力雇用主さんと被雇用者との定期的な訪問面談、電話等を通じて雇用継続のための助言や調整を行います。

雇用された
刑務所
出所者等



協力
雇用主

就労支援員

西尾保護区協力雇用主会の活動

協力雇用主会では、会員研修や情報交換会を通じ、各種関係団体と連携し支援活動をしています。